

税だよ

町県民税の納税通知書を送付します

平成23年度の町県民税納税通知書を6月中旬に送付します。納付期限までに納税してください。

今回送付する納税通知書は、平成22年1月1日から12月31日までの収入に対する税額です。普通徴収(個人納付)分と公的年金からの特別徴収(年金引き落とし)分の明細を記載した納税通知書となります。

※給与からの特別徴収(給与引き落とし)分は事業所に送付しましたので「特別徴収税額の決定通知書」を勤務先で受け取ってください。

町県民税に関して、よくある質問を紹介します。

合もありません。



Q. 町県民税はどのような方法で納めるのでしょうか。

A. ①普通徴収

町から送付する納付書で直接納める方法

②公的年金からの特別徴収

公的年金の受給をしており、引き落としをする年の4月1日現在65歳以上で、介護保険料を年金から引き落としされている方について、年金保険者が年金の支給ごとに引き落としして納める方法

③給与からの特別徴収

事業者が毎月の給与から引き落としして納める方法
※収入の内容によっては、複数の納税方法により納める場

Q. 平成22年中に仕事を辞め現在仕事をしていませんが、町県民税が課税されるのはなぜですか。

A. 町県民税は前年中(平成22年1月1日～12月31日)の収入額を基に課税されます。したがって、現在仕事をしていなくても前年中に一定の収入があれば町県民税がかかります。

Q. 減免について知りたいのですが。

A. 下表に該当する方は減免の適用を受けられます。ただし、納期限の1週間前までに申請が必要です。詳細についてはお問い合わせください。

対象者	条件	減免の対象となる町県民税額	申請に必要な書類
学生および生徒*	均等割額のみの方	税額の全部	学生証等
雇用保険法の規定によって雇用保険金の受給資格を有する方	前年中における総所得金額が120万円以下の方	当該保険金の支給を受ける資格を有することとなった日から当該保険金を支給されないこととなった日までの間に到来する納期限に係る納付額(分離課税に係る所得割額は除く)の合計額の全部	雇用保険受給資格者証
震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により被害を受けた方	—	被害の状況に応じて判断されます。	り災証明書

※平成23年1月1日現在

Q. アルバイトで年収が102万円です。103万円までは税金はかからないと聞いていましたが、なぜ納税通知書が送られてきたのでしょうか。

A. アルバイト収入は給与所得になります。所得税(国に納める税金)は、収入103万円の場合、給与所得控除65万円を引くと38万円となります。所得税の基礎控除は38万円ですので課税所得は0円となり、所得税は課税されません。

しかし町県民税の場合は、基礎控除が33万円であるため、ほかに所得控除がなければ課税所得が5万円となり、町県民税が課税されます。また、基礎控除を差し引く前の所得が28万円(市町村で異なる)を超える、町県民税の均等割(町県民税3000円(平成23年度は減税により1000円)と県民税1500円)がかかります。

問い合わせ先

役場 税務課
内線 175・176

税理士による 無料税務相談

開催日

6月8日(水)

時間

午後2時～4時

(一人30分以内)

場所

役場 2階第2会議室

担当

東海税理士会津島支部所属
の税理士

内容

相続、贈与、確定申告(消費税
含む)などに関する税務相談全
般

申込方法

6月7日(火)までに税務課
へ電話でご予約ください。

その他

・プライバシーは守られます。
・申告書等の税務書類の作成
は行いません。

予約・問い合わせ先

役場 税務課

内線 175・176

ご存じですか？

国民年金保険料の免除制度

国民年金は、20歳に加入し、60歳までの40年間のうち、最低25年以上の保険料の納付が必要ですが、所得の減少や失業等で経済的に保険料の納付が困難な場合には国民年金保険料の納付を免除する制度があります。

ただし、免除を受けた期間については、年金を受給するとき将来、有利な年金を受け取るためには、免除を受けてから10年以内であればさかのぼって保険料を納めることができます。

●免除の対象となる方

次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ・ 前年の所得(収入)が少なく、保険料を納めることが困難な方
- ・ 失業により、保険料の納付が困難な方(「雇用保険受給資格者証」「離職票」等が必要)
- ・ 地方税法に定める障害者または寡婦控除を受けられた

方で、前年の所得が125万円以下の方

- ・ 申請のあった日の属する年度または前年度において災害(震災・風水害・火災等)で、財産のおおむね2分の1以上の損害を受けたとき

●申請免除の種類

- ・ **全額免除**
保険料の全額(15020円)が免除されます。
- ・ **4分の3免除**
保険料の4分の3を免除し、残りの4分の1(3760円)を納付するものです。
- ・ **半額免除**
保険料の半額を免除し、残りの半額(7510円)を納付するものです。
- ・ **4分の1免除**
保険料の4分の1を免除し、残りの4分の3(11270円)を納付するものです。

●免除を受けるには

申請し、承認されれば、保険料が全額または4分の3免除、半額免除、4分の1免除になります。承認には、前年の所得を確認する必要があります。毎年申請が必要です。

なお、所得については本人・配偶者・世帯主の所得が審査の対象となります。

●若年者納付猶予制度

他の年齢層に比べて所得が少ない若年層(20歳台)の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、保険料の納付が猶予される制度です。

●本人と配偶者の所得のみで 所得要件を審査

若年者納付猶予の対象となる所得のめやすは、全額免除と同じ計算式で求めることができますが、若年者納付猶予の場合、世帯主の所得を除き、本人と配偶者の所得のみで判定します。

そのため、世帯主の所得が高いために保険料免除の対象とならなかった方が、若年者納付猶予の申請により対象となる場合があります。

・ **猶予された期間は、年金額に反映されません**

納付猶予期間は、将来受け

取る年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

・ **障害、遺族基礎年金を受け取ることができません**

納付猶予期間中に障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合には、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができません。

※不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取ることができない場合があります。

●必要なもの

- ・ 年金手帳
- ・ 印鑑

・ 所得証明書、確定申告書写、源泉徴収票(平成23年1月1日現在本町以外で居住していた方)

●申請場所

役場 住民課

●免除される期間

平成23年7月～平成24年6月

●問い合わせ先

中村年金事務所

☎(451)3485

役場 住民課

内線 121